

尼崎市立総合センター運営審議会規則

昭和46年3月31日

規則第21号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市立総合センターの設置及び管理に関する条例(昭和46年尼崎市条例第5号)第8条第4項の規定に基づき、尼崎市立総合センター運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平19規則60・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員の半数以上の者から委員会の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

(会議)

第5条 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一の事件について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働局において処理する。

(平11規則36・平19規則49・平21規則11・一部改正)

(運営の細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平19規則49・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成11年3月31日規則第36号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第49号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年6月27日規則第60号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成21年3月16日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第39号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。